

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>イ 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条に規定するもの</p> <p>ロ 法第二条第一項第四号に掲げるもの</p> <p>ハ 法第二条第一項第五号の二に掲げるもの</p> <p>ニ 法第二条第一項第六号に掲げるもの</p> <p>ホ 法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>ヘ〜リ (略)</p> <p>ヌ 令第一条に規定するもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有価証券 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 同条第一項第四号に掲げるもの</p> <p>ロ 同条第一項第五号の二に掲げるもの</p> <p>ハ 同条第一項第六号に掲げるもの</p> <p>(新設)</p> <p>ニ〜ト (略)</p> <p>チ 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの</p>

ルヨ (略)

二 (略)

二の二 社会医療法人債券 第一号イ又はホに掲げるものをいう。

三六の二 (略)

六の三 預託証券 第一号ルに掲げるものをいう。

六の四 コマーシャル・ペーパー 第一号チ又はリに掲げるものをいう。

六の五 外国譲渡性預金証書 第一号ヌに掲げるものをいう。

七八 (略)

八の二 社会医療法人債 社会医療法人債券に表示されるべき権利をいう。

九二十の二 (略)

二十の三 内国会社 第一号イ、ロ、ニ、チ、ヲ又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四 外国会社 第一号ホ、ヘ、リ、ヌ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト又はルに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四の二 医療法人 第一号イ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の五 (略)

リワ (略)

二 (略)

(新設)

三六の二 (略)

六の三 預託証券 第一号リに掲げるものをいう。

六の四 コマーシャル・ペーパー 第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の五 外国譲渡性預金証書 第一号チに掲げるものをいう。

七八 (略)

(新設)

九二十の二 (略)

二十の三 内国会社 第一号イ、ハ、ヘ、ヌ又はフに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の四 外国会社 第一号ニ、ト、チ、ル又はワに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

(新設)

二十の五 (略)

二十の六 組合 第一号ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者をいう。
二十の七〜三十一 (略)

第二条〜第三条 (略)

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等(委員会設置会社において、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。)若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録(同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面(当該取締役会の議事録を含む。))。以下同じ。)の写

二十の六 組合 第一号又|又はル|に掲げる有価証券の発行者をいう。
二十の七〜三十一 (略)

第二条〜第三条 (略)

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款(組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等(委員会設置会社において、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。)若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録(同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面(当該取締役会の議事録を含む。))。以下同じ。)の写

し若しくは株主総会の議事録(同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可(以下「主務大臣の認可」という。)を受けたことを証する書面(会社法第三十条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面

ハ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)

ロ・ハ (略)

3・4 (略)

第五条(第八条の二) (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三

し若しくは株主総会の議事録(同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)の写し又は優先出資法第五条に規定する主務大臣の認可(以下「主務大臣の認可」という。)を受けたことを証する書面(会社法第三十条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面)

ハ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類(定款については、会社法第二十七条各号に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款について同じ。)

ロ・ハ (略)

3・4 (略)

第五条(第八条の二) (略)

(有価証券届出書の記載の特例)

第九条 法第五条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三

条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～三の二（略）

四 社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）又は社会医療法人債券（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 前号に掲げる事項

四の二～五の二（略）

六 社債券等、コマーション・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合 前号に掲げる事項

七・八（略）

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のもとする。

一（略）

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当

条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一～三の二（略）

四 社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 前号に掲げる事項

四の二～五の二（略）

六 社債券、コマーション・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合 前号に掲げる事項

七・八（略）

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のもとする。

一（略）

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当

該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号二に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇五 (略)

第九条の三〇第九条の五 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款(財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ハに掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇五 (略)

第九条の三〇第九条の五 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ 定款(組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し)

ロ・ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債若しくは社会医療法人債(第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。)又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ)・(ロ) (略)

ホ・ト (略)

二〽三の三 (略)

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イ〜ヘ (略)

ト 当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五・六 (略)

2 (略)

第十一条〜第十四条の二 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロに掲げる有価証券(法第二十三条の八第

ロ・ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ)・(ロ) (略)

ホ・ト (略)

二〽三の三 (略)

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イ〜ヘ (略)

ト 当該有価証券が社債である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五・六 (略)

2 (略)

第十一条〜第十四条の二 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号イに掲げる有価証券(法第二十三条の八第

二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。)又は同号ハ、ニ、ト若しくはルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

第十四条の四(第十四条の七) (略)

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ、ハ、ニ、ト又はルに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

第十四条の九(第十五条) (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手續等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者で

二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。)又は同号ロ、ハ、ホ若しくはリに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号ヘに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

第十四条の四(第十四条の七) (略)

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号イ、ロ、ハ、ホ又はリに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号ヘに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

第十四条の九(第十五条) (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手續等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者で

ある外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（財団たる外国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二 四 (略)

4 5 6 (略)

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ (略)

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。社団たる医療法人にあつては、社

ある外国会社が令第三条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

二 四 (略)

4 5 6 (略)

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ (略)

ハ 令第四条第二項第一号に掲げる会社（指定法人及び組合を含む。）については、解散を決議した株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会。以下同じ。）の議事録の写し（持

員総会。以下同じ。)の議事録の写し(持分会社にあつては、総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し、財団たる医療法人にあつては、解散事由に該当することとなつたことを知るに足る書面の写し)及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ・ホ (略)

二 (略)

2~6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第十六条の二 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)については、定款等を

分会社にあつては総社員の同意があつたことを知るに足る書面の写し)及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ニ・ホ (略)

二 (略)

2~6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第十六条の二 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)については、定款等を

添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為、組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ)・(ロ) (略)

ニ 外国会社

イ 二 外国会社

イ 二 (略)

ホ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

(略)

添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（組合である場合は、組合契約に係る契約書の写し）

ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(イ)・(ロ) (略)

ニ 外国会社

イ 二 外国会社

イ 二 (略)

ホ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

(略)

第十七条の二、第十八条 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人及び組合を含む。)は、内国会社にあつては第五号の様式、外国会社にあつては第十号の様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。)又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ、リ (略)

二、七の二 (略)

第十七条の二、第十八条 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人及び組合を含む。)は、内国会社にあつては第五号の様式、外国会社にあつては第十号の様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。)の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。)又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ、リ (略)

二、七の二 (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(医療法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容)

(2) (略)

- (3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。)となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社(同項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。)となる会社の株式の数又は持分の

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2) (略)

- (3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。)となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社(同項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。)となる会社の株式の数又は持分の

内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての比率」という。）その他の吸収合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為の内容）

二 (略)

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、合併後存続する医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社（合併によつて消滅する医療法人を含む。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株

内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての比率」という。）その他の吸収合併契約の内容

二 (略)

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株

主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての比率」という。）その他の新設合併契約の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の定款又は寄附行為の内容）

ニ (略)

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（医療法人の場合にあつては、当該新設合併によつて設立される医療法人の名称、主たる事務所の所在地、理事長の氏名、純資産の額、総資産の額及び事業の内容）

八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である

主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) (略)

ロ (略)

ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての比率」という。）その他の新設合併契約の内容

ニ (略)

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である

<p>場合は代表執行役、医療法人である場合は理事長。以下同じ。)の異動(当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。)があつた場合(定時の株主総会(優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。)終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。)</p> <p>イニ (略)</p> <p>十十九 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>第十九条の二(第二十三条の四) (略)</p>	<p>場合は代表執行役。以下同じ。)の異動(当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。)があつた場合(定時の株主総会(優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会を含む。)終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。)</p> <p>イニ (略)</p> <p>十十九 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>第十九条の二(第二十三条の四) (略)</p>
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(8) 読替え</p> <p><u>a</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(8) 読替え (新設)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(78) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(79) 社会医療法人債券の特例</p> <p>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目を「2 医療事業等の状況」に替えて、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、施設ごと（病院、診療所、介護老人保健施設等ごと）に記載すること。ただし、施設ごとに区分できない事業については、事業区分ごとに、本様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。</p> <p>(a) 最近日現在の診療科目</p> <p>(b) 最近日現在の病床数（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床の内訳についても記載すること。）又は入所定員及び通所定員数等</p> <p>(c) 最近日現在の従業員数（医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他の医療従事者、事務員等の内訳についても記載すること。）</p> <p>(d) 最近事業年度の総診療患者数、1日平均外来患者数、1日平均入院患者数等の診療の実績</p> <p>(e) 最近事業年度の診療収入合計金額及びその内訳（社会保険診療、労働保険診療、健康診査及び自由診療等に区分して記載すること。）</p> <p>(f) 最近事業年度の救急医療等確保事業の実績（前年同期と比較して記載すること。）</p> <p>(g) 最近事業年度の収益と経費の割合（総収入金額及び総経費金額についても記載すること。また、経費については、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等の内訳も記載すること。）</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(78) 読替え</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(3) 読替え</p> <p><u>a</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p>	<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(3) 読替え (新設)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(50) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p> <p>(51) 社会医療法人債券の特例 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(55) 読替え a <u>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</u> b (略) c (略)</p> <p>(56) <u>社会医療法人債券の特例</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(55) 読替え (新設)</p> <p>a (略) b (略) (新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(38) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p> <p>(39) 社会医療法人債券の特例 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。</p>	<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(39) 読替え</p> <p>a <u>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(40) <u>社会医療法人債券の特例</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(79)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(39) 読替え (新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(27) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。</p> <p>c 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第6号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えて記載すること。</p> <p>(28) 社会医療法人債券の特例 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(79)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(6) 読替え</p> <p><u>a</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(6) 読替え (新設)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(10) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは、「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(10) 読替え (新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(63) 読替え a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは、「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。 b (略) c (略)</p> <p>(64) 社会医療法人債券の特例 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(63) 読替え (新設)</p> <p>a (略) b (略) (新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(4) 読替え</p> <p>a <u>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>b <u>提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号（有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利に限る。）に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本組入額」とあるのは「出資金組入額」と、「申込株数単位」とあるのは「申込組合出資持分単位」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>c <u>提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第7号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「株式」とあるのは「社員権」と読み替えて記載すること。</u></p>	<p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(42) 読替え</p> <p>a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(43) 社会医療法人債券の特例 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。</p>	<p>第八号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(42) 読替え (新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(33) 読替え</p> <p>a <u>提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(34) <u>社会医療法人債券の特例</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(79)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(79)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(33) 読替え (新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(新設)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(4) 読替え</p> <p><u>a</u> 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「社会医療法人の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p>	<p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(4) 読替え (新設)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p>